

デジタル時代の都立図書館像

(提 言)

平成23年3月23日

第24期 東京都立図書館協議会

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

都立図書館におかれては、現在の厳しい社会状況に鑑み、都立図書館の有する資料や職員のノウハウ、本提言で示したメニューなどを活用し、被災地の図書館や被災された方々に向けて、必要な支援サービスに取り組むとともに、都民への必要な情報の提供や区市町村立図書館への支援について最大限の努力を払うようお願いします。

平成23年3月23日

東京都立図書館協議会第24期委員一同

目 次

1	はじめに ～公立図書館を取り巻く社会状況の変化～	1
(1)	公立図書館の役割とは何か～英国の事例から～	1
(2)	新たな読書形態の登場	1
(3)	図書館のデジタル化対応に関する過渡期的状況	2
(4)	提言の視点	3
2	都立図書館が果たすべき役割	6
3	デジタル時代の公立図書館～都立図書館の基本的な役割の拡充・展開～	8
(1)	デジタル資料の収集・提供～電子書籍を中心に～	8
(2)	生涯学習の場としての図書館	14
(3)	生涯学習を支援するサービス	16
4	都立図書館の特性に基づく新しいサービスの展開～デジタル・ネットワーク環境 において注力すべきポイント～	18
(1)	江戸・東京に関するデジタルアーカイブの整備	18
(2)	区市町村立図書館等への広域図書館としての支援	19
(3)	最新情報技術を活用した先駆的な取組	20
(4)	首都東京の図書館としての調査・研究の必要	21
5	都立図書館の魅力や価値を最大限に引き出す基盤づくり	23
(1)	都立図書館の将来を担う人材の確保・育成	23
(2)	民間サービスの有効活用～ガバメント 2.0／オープンガバメントを軸に～	23
(3)	都立図書館の魅力を伝える積極的なPR	25
6	おわりに～都民の視点に立った運営とサービスの評価・改善～	27

[参考資料]

審議経過

第24期東京都立図書館協議会委員名簿

1 はじめに～公立図書館を取り巻く社会状況の変化～

(1) 公立図書館の役割とは何か～英国の事例から～

インターネットの普及により、図書館を取り巻く環境は大きな変貌を遂げている。多様で膨大な情報資源に容易にアクセスできる状況を迎え、改めて公立図書館の役割は何か、問い直しが求められている。

英国では、昨年、全国的な財政削減の影響から 400 館以上の公共図書館が閉鎖ないし縮小を余儀なくされる可能性があるとして、市民による図書館への支援活動が広がりを見せたと伝えられている。(国立国会図書館「カレントアウェアネス E1139 - 揺れる英国の図書館界, 拡大する支援活動」(No. 187 2011. 02. 03))

英国での動きは、図書館が、市民の読書機会を提供するとともに、利用者が求める情報についての的確なアドバイスを行うかけがえのない存在であることを確認させられた出来事であり、同時に「図書館不要論」がささやかれる時代を象徴する事例でもある。

インターネット社会の進展により、新聞・放送といったこれまでのマスメディア中心の情報提供環境は、雑多な情報が双方向に行き交う混沌とした世界へと遷移しつつある。インターネット上の膨大な情報の中から必要かつ信頼できる情報を的確に探し出すことは増々困難となり、高齢化社会の進行とともに、情報格差が拡大することも想定される。

その存在意義を問う声もあるなか、公立図書館は個人の調査研究活動や学習活動に必要な情報を的確に提供する機能をより一層高めるとともに、社会の要請にも積極的に応えていくことが重要である。

(2) 新たな読書形態の登場

「電子書籍元年」と言われた昨年以降、電子書籍の閲覧に適した多機能端末や読書専用端末が相次いで発売され、電子書籍が話題となっている。今後、市場の拡大が見込まれる中、既存の書店においても、紙の書籍と電子書籍の双方を取り扱うハイブリッド型の販売戦略が検討されるなど、電子書籍の利活用モデルが脚光を浴びている。加えて、商業出版だけでなく、青空文庫のように著作権の消滅した文学作品等をデジタル化し、インターネット上において無料で

閲覧できるサイトが一般化するなど、多様な読書の仕方が可能な時代となってきている。

また、近年、ツイッター（Twitter）やフェイスブック（Facebook）といったソーシャルメディアが注目を集め、インターネットを情報の収集・発信のみならず、情報の共有手段として活用する動きが活発化している。ブロードバンド環境の整備やスマートフォン等の携帯型情報端末の普及・拡大と合わせて、様々な端末を利用して、いつでもどこでもインターネットにアクセスする時代を迎えている中、民間では、ソーシャルメディアをマーケティングの手法として積極的に活用する動きも盛んである。今後、公立図書館においても様々な利用環境に合わせた情報提供の工夫が必要となってきている。

関連して、インターネット上で、書評の投稿・閲覧、電子書籍のアノテーション（コメント等）の共有といった活動を行う「ソーシャルリーディング」の試みが注目される。これまで個人的な営為と思われてきた読書経験を他者と共有することで、新しい知見に出会い、有用な情報を入手する手段としての可能性も期待される。

しかしながら、現時点での公立図書館における電子書籍の閲覧サービスの導入は、全国的にも少数にとどまる。都立図書館では、昨年、電子書籍に関する企画展を開催し、利用者ニーズの把握を行うなどの取組を始めているが、今後、急速に展開する電子書籍の利用可能性や普及動向を注視し、都立図書館としての有用性の検討を積極的に進めていく必要がある。

（３）図書館のデジタル化対応に関する過渡期的状況

国立国会図書館では、平成 21 年度の補正予算 127 億円による所蔵資料の大規模デジタル化が進行中で、昭和 43（1968）年までの国内刊行図書資料等の約 90 万冊規模の蔵書がデジタル形式で利用可能となる。

一方、内外で急展開する電子書籍や出版物のデジタル化の動きを受けて、平成 22 年 3 月、総務省、文部科学省、経済産業省の副大臣、政務官の主導による有識者検討会「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」が設置された。同懇談会では、著作者や出版者が質の高い出版物を提供可能とする知の再生産の維持と国民の知へのアクセスの保障を両立し

ていくことの必要性を確認し、具体的アクションプランがまとめられた。

議論の中では、電子出版ビジネスと図書館における公共サービスの両立をどのように達成するかについて、関係者の見解が分かれることとなった。出版者や著作権者等からは、電子書籍の図書館利用は利便性が向上するため、これまで冊子体資料ですみ分けていた形での公共サービスと商業出版の共存バランスが崩れてしまうのではないかと懸念等が示された。

また、国立国会図書館のデジタル化資料の全国の図書館等への送信利用についても商業出版への影響などを慎重に見極めるべきとの意見が見られた。引き続き、これらの課題について検討の場を設置することとなり、平成22年12月、文部科学省の副大臣主導による「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」が発足し、現在においても検討が重ねられている。

このほか、国立国会図書館では、平成22年度から政府系インターネット資料の制度的収集を開始し、電子書籍等のオンライン資料の納本法制化について検討を進めている。また、公立図書館における地域資料のデジタルアーカイブ化や自治体の発信するインターネット情報の収集・保存も課題となっている。

このような状況に対して、民間の出版事業と共存、発展しうる図書館サービスの方向性について、社会的合意形成が図られていくことが望まれる。国立国会図書館が所蔵する過去の出版資源を社会全体で有効活用し、また、図書館サービスでの電子書籍の提供拡大は、今後の都立図書館の将来像にとっても大きな影響を与えるものであり、都民サービスの向上という視点から、早期の決着を求めていく必要がある。

(4) 提言の視点

本協議会においては、このような社会状況を踏まえ、次の三つの視点から意見を述べることとする。

第1は、公立図書館における電子書籍の提供に関する課題整理である。

図書館における電子書籍の提供については、自宅等からのリモートアクセス（遠隔閲覧）により開館時間や立地に関係なくサービス提供が可能になるほか、文字の拡大や、音声・動画等との組み合わせなどにより、様々な利用者にとつ

て利便性が高いサービスを提供することができる。

その一方で、現状では、電子書籍の取扱いが過渡期的状況にあるため、コンテンツが十分整備されていないほか、著作権保護の観点から複製ができないなど、紙媒体との違いもある。

このように、図書館における電子書籍の提供については、これらの観点や、利用者のニーズ等を踏まえての検討が必要である。

したがって、本提言においては、公立図書館における電子書籍の導入に当たっての課題の整理を行った上で、今後の都立図書館における対応のあり方について述べることとする。

第2は、デジタル時代における図書館サービスの方向性である。

図書館では、図書、雑誌、新聞等の資料を、市場に流通しない資料も含めて体系的に整理するとともに、インターネット閲覧用のパソコンやオンラインデータベースの整備等を行うなど、利用者が必要とする情報を、紙媒体・電子媒体にかかわらず集約して提供している。

また、利用者からの相談に応じて、必要な情報を探し出すことができる司書を配置し、レファレンスサービス等により地域住民の課題解決の支援を行っている。

このような様々な情報を集積した公共空間としての「図書館空間」と司書による「人的サービス」は、情報通信技術が発達した時代においても、利用者の調査研究活動や学習活動への支援の観点から有用である。

したがって、今後も、これらのサービスの充実を図るとともに、情報通信技術を効果的に組み合わせて相乗効果を発揮させる観点から意見を述べることとする。

第3は、都立図書館における事業運営の観点である。

都立図書館が、首都東京の図書館として都民が求める情報を十分に提供していくためには、従来の枠組みに捉われず、社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応し、高品質なサービスを効果的に提供していくことが不可欠である。そのため、次のような観点に基づき事業運営を行う必要がある。

まず、イノベーション（革新）である。1世紀にわたる歴史を有する都立図書館が積み上げてきた経験・ノウハウを継承しつつ、新たな発想を取り入れて、その時々に適したサービスを生み出していく必要がある。

次に、コラボレーション（協働）である。多様な知識・技術や経験を有する人や機関と連携するとともに、民間の様々なサービスを有効活用することにより、都立図書館のみではなし得なかった広範なサービスを提供していくことが必要である。

最後に、リーダーシップ（先導）である。これらにより他の図書館に先駆けたサービスを展開するとともに、様々な人々に都立図書館の魅力や価値を発信していくことで、都民サービスの向上のみならず、広く国民が良質な図書館サービスを楽しむよう、全国の公立図書館をリードしていくことが必要である。

したがって、本提言においては、このような視点を織り交ぜながら意見を述べることとする。

本提言においては、このような提言の視点を踏まえ、まず、都立図書館の果たすべき役割を検証した上で、デジタル時代における都立図書館の将来像について意見を述べることとする。

2 都立図書館が果たすべき役割

都立図書館は、情報通信技術が飛躍的に進展する 21 世紀にふさわしい広域的・総合的情報拠点として、首都東京の中核的公立図書館の役割を果たすとの運営方針の下、1,300 万人を超える都民の調査研究活動や学習活動等の支援を行う図書館である。

都立図書館には、都民が必要とする情報を幅広く集積し、的確に提供を行う拠点的な役割や、生涯学習や読書活動の推進を担う教育的な役割、江戸・東京の歴史・文化を記録した資料を後世に継承する文化的な役割、区市町村立図書館、都庁、学校等を支援する役割がある。これらの役割を果たすため、平成 14 年以降、都立図書館改革に取り組み、幅広い資料収集の観点から機能を分担しつつ、それぞれの図書館が所蔵資料の魅力を活かした特色ある取組を進めてきた。

具体的には、中央図書館においては、ビジネス情報、法律情報、健康・医療情報、都市・東京情報といった重点的情報サービスの展開のほか、ワンストップサービスの実施、開架・閲覧スペースの拡大を行うとともに、政策立案支援サービスの充実を図ってきた。

多摩図書館においては、全国初の雑誌の集中提供サービスである東京マガジンバンクの開設のほか、児童・青少年サービスの提供や学校教育活動への支援の充実を図ってきた。

また、江戸・東京に関する貴重資料のデジタル化や、無線 LAN 環境や 30 種類を超えるオンラインデータベースの整備を行うなど、デジタル資料の充実にも努めてきたところである。

このほか、個人貸出中心の日比谷図書館については区市町村立図書館との役割分担の観点から、千代田区に移管を行った。

このように、都立図書館においては、一連の改革の中で生み出した、特色あるサービス展開により、首都東京の中核的公立図書館として、都立図書館ならではのサービスを提供し、都民の調査研究活動や学習活動の支援の充実に努めている。

また、本協議会においても、都立図書館のサービスが、都民にとってより良いものとなるよう、都立図書館が果たすべき役割を踏まえつつ、様々な答申や提言を行ってきた。

平成 18 年 3 月には、「調査研究図書館におけるサービスのあり方について」答申を行い、都立図書館が東京都全体にサービスする広域図書館としての役割と、豊富な資料に支えられる大型図書館としての役割を果たすため、インターネット普及の時代にふさわしい機能を追求し、「調査研究図書館」として進化し続けなければならない旨を述べた。更に、平成 20 年 11 月には「都立図書館のサービスと図書館改革の評価について」提言を行い、都立図書館が提供しているサービスの評価及び「都立図書館改革の具体的方策」に基づく事業の評価という 2 つの側面から、都立図書館の評価指標を作成するとともに、評価体制について意見を述べた。

都立図書館においては、この間、自ら都立図書館改革に取り組むとともに、本協議会の答申や提言を取り入れて、サービスの向上に努めてきている。

しかしながら、例えば、島しょ地域など遠隔地へのサービス提供といった地理的な制約や、開館日、開館時間といった時間的な制約などにより、現状では十分な対応が難しい課題もある。

したがって、このような課題を解決していくためにも、都立図書館においては、様々な情報を集積した公共空間としての「図書館空間」の提供と、司書による「人的サービス」を中核としつつ、情報通信技術の進展に合わせて、この技術を活用することにより、都民が必要とする情報を的確に提供できる体制を構築していくことが適当である。

3 デジタル時代の公立図書館～都立図書館の基本的な役割の拡充・展開～

(1) デジタル資料の収集・提供～電子書籍を中心に～

(資料の収集・提供等に関する基本的な考え方)

デジタル時代における公立図書館としての都立図書館に求められる最も重要な社会的使命の一つは、1,300万人を超える都民に対して、調査研究活動や学習活動等に必要な情報を等しく提供し、知る権利、学ぶ権利の保障に貢献することであろう。これまでも、紙媒体を中核とする国内有数の豊富な所蔵資料や大規模開架などの強みを活かし、社会的使命を果たしてきた。今後、デジタル化・ネットワーク化が急速に進展する社会において、利用者の情報に対するニーズを永続的に満足させるためには、これまで蓄積・保存してきた紙媒体を中核とする所蔵資料に加え、普及がますます進むと考えられるデジタル資料にも対応し、両者を一体的に提供できる体制を構築することが不可欠である。公立図書館ネットワークにおける都道府県立図書館の位置付けを踏まえるならば、調査研究における原本の利用機会の確保などのために、図書を中心とする紙媒体の資料を引き続き基本としながらも、イノベーションの視点を積極的に取り入れることが必要である。すなわち、アナログ資料とデジタル資料とを効果的に組み合わせ資料の収集・組織化や提供、いわゆるハイブリッド型の情報提供サービスを行っていくことが適当である。

このようなことから、急速に普及しつつある電子書籍の導入に当たっては、その有効性・必要性の検討や、導入に伴う課題等について整理していくことが求められている。

そこで、まず、これらの事項について検証した上で、都立図書館におけるイノベーションの方向性について述べることとする。

なお、ここでは、伝統的な「図書」に相当するものを主に念頭におきつつも、「雑誌（ジャーナルないしまガジン）」など図書以外の形態による電子媒体も含めて、「電子書籍」という用語を用いることとする。

（電子書籍のメリット・デメリット）

電子書籍を公立図書館が導入する主なメリットを挙げてみよう。

文字（画像等）拡大や音声読み上げ等の機能によって、例えば、通常サイズの文字を読むことが困難な利用者に対して、資料を効率的に利用する機会を提供することができる（いわゆる情報バリアフリー、あるいは情報のユニバーサルデザイン）。このような機能を用いることによって、高齢者や視覚に障害を有する者など様々な利用者が、例えば「聞く読書」のような、多様な方法で資料を利用できることにもつながる。

また、リモートアクセス、すなわち自宅等からの遠隔閲覧を可能とすることによって、島しょ地域をはじめとする遠隔地の利用者、身体的・経済的事情等によって来館が困難な利用者等に対する情報の提供を拡充することができる。

さらには、開館時間に限らず、24時間365日の提供が可能となることから、就労等の理由によって来館の難しい利用者にとっても、利便性が高まることになる。もちろん、全文検索をはじめとする検索性の向上といったメリットにも注目しておきたい。

一方、電子書籍の導入に当たっては、デメリットがあることも確認しておく必要がある。主なデメリットとしては、次のような事項が指摘できる。

現時点では、必ずしも図書館での閲覧等に適したコンテンツが充実しておらず、ファイルフォーマットなどの関係から多様な端末で見ることができないなど、システム上の制約もある。

また、著作権等を保護する観点から、ダウンロード・複製（プリントアウト）ができない、又は一定の制限がある場合が少なくない。

さらに、いわゆる読書端末等の対応機器を所持していない、操作ができない、といった場合には、閲覧等ができない、又は難しいといったことが挙げられる。

（電子書籍の必要性）

電子書籍の導入に当たっては、このようなメリット・デメリットを考慮しつつ、利用者のニーズを把握することが必要である。都立図書館では、昨年、電子書籍をテーマとした体験型の企画展を開催し、電子書籍に関する利用者アン

ケートを行った。

企画展では、新宿駅西口広場において電子書籍端末を展示し、体験できるようにしたほか、中央図書館で行った本展示では図書館展示室内の専用パソコンや自宅等のパソコンから約 1,000 タイトルの電子書籍を閲覧できるようにするとともに、多機能端末や読書専用端末を展示し、体験できるようにした。

都立図書館が行ったアンケートの集計結果から読み取れることは、次のとおりである。

自宅等からリモートアクセスを行った利用時間帯は、18～24 時が圧倒的に多く、システム操作性については、「使いにくい」(41%) という回答が、「使いやすい」(23%) を上回った。紙と比較した読み心地については、「良かった」が 13%、「悪かった」が 31%、「どちらとも言えない」が 47%であった。電子書籍は、利便性があるものの、まだ身近なものとはなっていない様子が伺われ、紙の書籍と比較して、「読み心地」が良いとはいえないと考えられていると思われる。

しかし、「電子書籍を今後読みたいか」という設問に対しては、「読みたい」(60～68%) が、「読みたくない」(10～16%) を大きく上回り、将来に期待する声は小さくなかった。図書館が電子書籍を提供することについて、提供不要の数% に対し、「提供して欲しい」という回答が 62～75%にも及び、自宅等から閲覧したいという意見も多かったことも踏まえれば、図書館が電子書籍を提供することに対するニーズは高いといえよう。

また、使用したい端末としては、iPad 等の多機能端末が人気を集め、パソコンだけでなく、多様な端末への対応が期待されると考えられる。コンテンツについても、新聞、雑誌、専門書、実用書、文芸など、幅広いジャンルにわたっているほか、貴重資料や地域資料をデジタル化したコンテンツに関心が集まったことなどから、今後、多彩なジャンルのコンテンツが求められることが予想される。

(公立図書館における電子書籍の導入に当たっての課題)

公立図書館が電子書籍を導入するに当たっては、様々な課題が指摘できる。

まず、コンテンツの充実である。

利用者のニーズに対応するため、多彩なジャンルのコンテンツを増やしていくことが求められるが、著作権等との関係について、特に留意しておく必要がある。

電子書籍と呼ばれるものは、一般には、複製制限等の一定条件のもとで民間企業等から購入（あるいは契約）をするデジタル資料を意味することが多い（狭義の電子書籍）。デジタル資料（広義の電子書籍）には、既存の紙の資料をデジタル化したものもある。いわゆる「著作権切れ」の資料を対象とすることが多いが、そうでない資料についても、著作権者の許諾を得た上で、デジタル化することもある。さらには、デジタル資料をインターネットで公開する場合や、インターネット上の情報を公立図書館が収集する場合には、原則として、個別に著作権者の許諾を得ることが要件となる。この他、肖像権等の権利処理が必要になる場合もある。

このように、デジタル資料の収集・提供に当たっては、権利処理関係が複雑であることから、公立図書館としては、デジタル資料に対応する収集方針や選択基準等を策定（あるいは既存の方針・基準等を修正）するとともに、こうした権利処理に関する対応方針（公立図書館において権利処理を実施する場合には、その手順）なども併せて策定しておくことが肝要である（ここでいう「収集」には「作成」も含む。）。

なお、独自にデジタル化し、公開するコンテンツについては、著作権等の処理のほか、公開の基準を策定することも必要となる。また、紙の資料について収蔵スペースが課題であるのと同様に、デジタル資料においてもサーバの容量などを考慮する必要がある。民間企業等から提供されるデジタル資料については、図書館が利用権のみを購入し、図書館側で保存を行わない場合もあるなど様々な処理形態を考慮しつつ、公立図書館としてのデジタル資料の適切な蓄積・管理が可能となる保存体制についても検討する必要がある。

次に、公立図書館における閲覧等に適したシステムの導入である。

現在の公立図書館向けのシステムでは、もっぱらパソコンでの閲覧を前提とした仕様となっているが、利用者のニーズを踏まえると、将来的には、操作性の向上のほか、パソコンだけでなく、多機能端末をはじめとした様々な端末で

閲覧できるシステムが民間企業等で開発されることを期待したい。また、利用者の利便性の観点から、OPAC 等において、紙の資料と一括して検索ができることや、検索結果からシームレスにコンテンツにアクセスできることなどが要請されよう。そのためにも、公立図書館においては、分類付与、目録作成など、電子書籍の組織化について紙媒体の資料の取扱いを踏まえながら実施していくことが必要である。

最後に、いわゆるデジタルデバイドへの対策も実施していく必要がある。すなわち、電子書籍を利用（閲覧等）する際に画面操作が上手くできない場合の問合せに対して、操作方法等を含めて的確に回答できる仕組みづくりが求められる。また、自身の端末を所持していない利用者に対して、館内において多機能端末を提供すれば、利用者は、館内を移動しながら、目録、索引等の二次資料を含め、紙媒体と電子媒体の資料の両者を効率的・効果的に利用することができるようになる。むろん、来館利用が難しい利用者にも対応するため、自宅等からのリモートアクセスを可能とすることも求められよう。

（都立図書館における電子書籍の導入の方向性）

都立図書館においては、公立図書館、とりわけ都道府県立図書館として提供する必要がある情報については、媒体にかかわらず、収集することが責務である。利用者たるすべての都民に対して等しくサービスを提供できるよう努めることは、公立図書館として当然であり、島しょ地域等を抱える東京の地域特性も考え合わせれば、電子書籍の収集・提供は非常に有効であるといえる（ここでいう「収集」には「作成」を含む。）。

収集・提供する電子書籍の選択に当たっては、都立図書館としての役割を十分に踏まえ、都立図書館の所蔵する貴重資料や著作権等の権利処理が容易な公共性の高いものから取り組むなど、必要性が高く、実施可能なところから段階的に取り組んでいくことが期待される。むろん、実施可能な範囲を計画的、積極的に拡大していく努力も必要なことは言うまでもない。いわゆる非売品図書などと呼ばれるものをはじめ、市場では流通していない資料についても、公立図書館は収集・提供していく必要があるが、とりわけ、東京都に關係する地域

資料や行政資料等については、デジタル資料に対しても、公文書館等に協力・連携を求めるなど、積極的に対応していくことが求められる。なお、個人や企業・組織等が作成しているウェブサイトなどにも、都立図書館が対象としていくことが考えられる特性を持つ資料は少なくない。ブログ等を含めて、いかなる対応をしていくのかについて、検討していく必要がある。今後の課題の一つとして指摘しておく。

一方、市場に流通しているものであっても、電子書籍に対する相当程度のニーズが確認できていることから、今後、収集・提供を行っていくために、コンテンツ、コスト（費用負担等）、コピーライト（著作権等の権利処理等）のいわゆる3Cの観点を中心に検討を進めていくことが必要である。検討ひいては導入を進めるに当たっては、情報通信技術等の動向や国・他自治体等の対応など、社会的な状況を見据えていくべきことは言うまでもないが、利用者たる都民のニーズを常に把握していくべきことも強調しておきたい。

（実施時期等）

言うまでもなく、都立図書館においては、調査研究型の公立図書館として、デジタル時代に要請されるサービスを適切な時期・方法等によって提供できることを目指す必要がある。そのため、まずは、電子書籍を巡る諸課題について、整理・検討・解決のためのプロジェクトチームを組むなど体制を整備し、これらの調査研究を着実にを行い、社会的な状況を見ながら中期的（3～5年）な展望を持って計画的に展開していくことが強く求められる。

なお、方針、基準の策定や、所蔵資料のデジタル化の推進、既存のデジタル化資料の紙媒体の資料との一括検索の実施を基本的には優先させるほか、諸条件が整った場合には早期に導入するなど、サービス展開が迅速かつ柔軟に図られるよう工夫する必要がある。

（その他の論点）

デジタル時代における図書館の「資料」を巡っては、他にも言及すべき種々の論点がある。一つには、紙媒体を中心とする資料の提供方法における情報通信技術の活用が挙げられる。とりわけ、既存の資料の利用が困難な利用者等に

対して、アクセシビリティを確保する点が重要である。例えば、デイジー (DAISY) のマルチメディア化によって、視覚的な障害がある利用者だけでなく、通常の読書が困難な利用者等に対しても、「読書」の機会を拡大することができる。今後、コンテンツの充実が期待されるが、それに当たっては、都立図書館が独自に実施するに留まらず、引き続きマルチメディアデイジーについて製作のための研修機会を設けるなど、区市町村立図書館や特別支援学校をはじめとする学校の図書館などへの支援を行い、連携・協力を図りながら進めることが適当である。

(2) 生涯学習の場としての図書館

児童・青少年を対象としたサービスを除き、来館利用者の大多数が成人である都立図書館においては、どのような種類の利用を想定したら良いだろうか。

学生が来館し都立図書館の資料で学習する場合も考えられるが、第一に想定されるのは、成人市民が行う調査研究も含む生涯学習であろう。まず、現代において常に変化する社会の要求にこたえられるよう、人々は職業上の知識・技術を向上させる学習意欲を持っている。キャリア開発も含むこの学習活動は、職業生活のための生涯学習といえる。次に、家庭・職場につづく第三の場としてのコミュニティが生活の重要な要素となりつつあり、人々はそのコミュニティに参画するための学習を求めている。そのコミュニティとは文化活動・地域活動などを行う集団のことであり、コミュニティの活動を行うために生涯学習が必要となっている。最後に、必ずしもコミュニティに属さずとも、個人として教養を育てる生涯学習という場合もある。

このように学校教育を離れた成人をはじめ、都民一人ひとりの生涯学習の必要性から都立図書館を活用しているといえよう。これらのことから、生涯学習という概念が本来持つ幅広く多様な学習の場として都立図書館が充実すべき事項について提言することとしたい。

はじめに、個人が学習する場としては、中央図書館を例にとれば、約 170 万冊もの豊富な蔵書と約 35 万冊に及ぶ大規模な開架閲覧室が重要な要素となっている。利用者が自由に資料を閲覧・ブラウジングできる開架閲覧室は、閉架書

庫に比べて利用者が自学自習する環境として格段に教育的効果が高く、新たな資料との出会いによる創造を生み出す力を持っている。また、約 900 の閲覧席も、多くの都民に学ぶ場を提供するものとして重要である。これらのことから、可能な限り開架スペースの拡充と閲覧席の増加を行うなど、図書館空間の充実を努めるべきである。そのため、現在、国立国会図書館のデジタル化資料の全国の図書館等への送信利用について国において検討が重ねられているが、このような送信利用が実現した場合には、既存の図書館空間の有効利用について検討することが適当である。

次に、グループで学習する場としては、他の利用者の迷惑とならないよう、ゾーニングの工夫をしたグループ閲覧室を充実する必要がある。この時、他のグループとの間に干渉が起らないよう、個室化するなどの工夫は基本必須となる。協働学習は、小中高校のみならず、近年は大学にも取り入れられてきており、この学習スタイルを身に付けた人々が今後増加し、グループで利用できるスペースに対する要求が増大するであろうからである。

図書館の情報を活用しつつ、人と人とが情報や意見を交換しながら学習を進める協働学習は、創造的で教育的な効果が高いものとなっていることから、学校教育のみならず図書館での生涯学習にも広く導入されていくであろう。グループで利用できるスペースは、協働して生涯学習を行うコミュニティにとって、大きな魅力をもった場所となるのである。現在、中央図書館のグループ閲覧室は狭隘であり、多摩図書館についてはスペースの関係から設置されていないが、施設整備のタイミングや閲覧スペースの配置替えを行う際には、充実させることが適当である。

最後に、コミュニティを形成する場としては、中規模のイベントが開催できるコミュニケーションスペースが有効である。このスペースでは、あるテーマに関する展示会や講演会・研修会を開催することで、新たなコミュニティを作り上げることができる。このスペースでのイベントを契機に形成された新たなコミュニティは、再生産的に生涯学習を進め、お互いに交流を深める利用者として図書館に定着するのである。これは、まさに「知の循環型社会」の構築を促すものと言えよう。都立図書館において、イベントを実施する際には、このような視点も考慮に入れておくべきである。

(3) 生涯学習を支援するサービス

生涯学習のための支援については、従来から実施してきたパスファインダー（特定のテーマに関する文献、情報の探し方・調べ方の案内）などの個別専門分野に関する情報提供も有効であるが、第一に実施すべき支援は生涯学習における基本的な「学び方」に関する支援となるであろう。

知識基盤社会といわれる現代においては、生涯学習により多様な知識を習得する必要がある。そして、生涯学習の基礎となるのは「学び方」に関する学習であり、その方法を学んでおけばどのようなテーマの学習にも対応できるのである。

この学び方の学習を欧米では、「情報リテラシー教育」と称している。情報リテラシーとは「情報に関する基礎的な知識と能力」の意味で、テーマの設定、情報源の探索、情報の評価と選択、学習成果のまとめと発信という学びのプロセス全体にわたるスキルとなっている。我が国の教育では、コンピュータ操作に関するスキルを「情報リテラシー」と呼ぶことが多いが、本来、情報リテラシーは「学び方」という意味で使われるべきものである。

今後、生涯学習の重要性が増す中で、図書館は、単なる情報探索法に留まらず、知識社会に必要とされる「学び方」又は「情報リテラシー」の向上につながるよう考慮して、サービスを提供する必要がある。

次に、学び方を知った利用者に向けては、情報リテラシーを持つ利用者は、ある程度は自律的に生涯学習を行うようになるが、それを更に強化するためのレファレンスサービスが重要となる。

今後のレファレンスサービスでは、紙媒体と電子媒体の両者の情報を活用した、ハイブリッド型のレファレンスサービスが求められる。レファレンスデスクは、そのようなサービスを行いやすいように、利用者と一緒に情報を利用できるレイアウトとするなどの工夫が必要である。なぜならば、情報を利用するプロセスを体験することにより、利用者は更に学び方を知ることになるからである。このような形のレファレンスサービスを中核に据えることにより、生涯学習を支援する図書館として十分に機能することになる。

自律的に生涯学習を行うことができる利用者は、紙媒体と電子媒体の情報を活用して自主的に学習を進めることとなる。(2)とも関連するが、そのような利用者に対しては、双方の情報を円滑に利用できる環境が必要となる。

近年、大学図書館で取り組まれているラーニング・コモンズでは、デジタル情報を利用するためのパソコンや情報端末、無線 LAN 環境、それと紙媒体の情報も同時に利用するだけの十分な広さをもった閲覧機などを取りそろえている。また、パソコンを利用しても他の利用者の迷惑とならない、適切なゾーニングに配慮している。都立図書館においても、今後、施設整備等の際には、それらを十分に参考とすることが望ましい。

なお、従来のレファレンスサービスに止まらず、レフェラルサービスやカレントアウェアネスサービスなど様々な発展的なサービスを展開していくことが期待される。

4 都立図書館の特性に基づく新しいサービスの展開～デジタル・ネットワーク環境において注力すべきポイント～

(1) 江戸・東京に関するデジタルアーカイブの整備

都立図書館ならではのコンテンツは、何よりも江戸・東京の歴史・文化に関するものであろう。

江戸・東京についての豊富な歴史と文化に関しては、国内的にも世界的にも多くの人々が関心を持ち、商業的にも十分採算がとれる分野となっている。都立図書館が所蔵するこれら江戸・東京の歴史・文化にかかわる資料をデジタル化し提供することは、利用のためのアーカイブ（保存）の観点からも着実に推進すべきであり、ある意味で都立図書館の社会的責務といってよい。

さらに、これら所蔵する一次資料のアーカイブに留まらず、二次的・三次的活用の方策に着手することが肝心である。現在、上記の趣旨から江戸・東京デジタルコンテンツの作成に取り組んでいるが、所蔵資料を単にデジタル化してデータベース化するだけでなく、テーマ性を持たせるなどの編集を行い、解説などの付加価値をつけて提供する視点が重要である。この視点で参考となるのは、企画展示会やシンポジウムで和算資料の再評価の機運を高めた東北大学図書館の和算ポータルサイトや、県内の様々な個人・団体が参加して郷土情報のネットワークを構築している岡山県立図書館のデジタル岡山大百科などの事例であろう。

そのようにしてデジタル化されたコンテンツは、生涯学習の有効な素材になるとともに、新たな生涯学習のコミュニティを生み出すポテンシャルを持つこととなる。そして、このコミュニティづくりのためには、一方で交流の場としてのコミュニケーションスペースが重要な要素となる。この常設の交流スペースで、江戸・東京に関する都民の、自主的なコミュニティ活動を支援することが望まれる。今後の検討課題の一つとして指摘しておく。

このような江戸・東京の歴史・文化に関する諸活動を実践するためには、都立・区市町村立の博物館・美術館・図書館・公文書館等の相互の連携（いわゆる MLA (Museum・Library・Archives) 連携）を進めることが重要である。それ

ら都内の各機関には、それぞれ専門知識を有する学芸員・図書館員等がおり、都立図書館が有する各種資料に関して、利用者にとって分かりやすく学びやすい形で情報提供を行うことができる知識とコミュニケーション能力を持っている。現在でも、関係機関との連携・協力を行われているが、これらの人材を活かし、関係者がコラボレートして情報提供を実現できるような連携・協力の体制の充実が望まれる。

また、デジタル化の対象を都立図書館の所蔵資料に限ることなく、可能な限り様々な外部のコンテンツを取り込むことも必要である。すなわち、単なる「都立図書館所蔵資料のアーカイブ」ではなく、「江戸・東京のデジタルアーカイブ」として国内はもとより世界に発信するサイトを構築するのである。これが実現すると、米国議会図書館の「アメリカン・メモリー」(memory.loc.gov) に比するものとなり、江戸・東京に関するあらゆる情報のポータルサイトとして機能するものとなろう。

なお、これら資料のデジタルアーカイブを推進するに際しては、広い視点でのメタデータ形式の標準化、メタデータ交換方式の標準化といったデジタルアーカイブの流通を視野に入れた実施方策が望まれるところであるが、MLA 連携の広がりにより、こういった観点から検討が進んでいくことが期待される。

(2) 区市町村立図書館等への広域図書館としての支援

都立図書館は、東京都における公立図書館ネットワークの中核として、今後において更なる役割を果たしていかねばならない。そのためには、デジタル時代に対応した活動を展開していくことが必要かつ有効である。

都立図書館では、区市町村立図書館職員を対象とする研修を企画・実施したり、区市町村立図書館における研修等に講師を派遣したりするなど、区市町村立図書館職員の能力向上等に関する支援を行ってきた。研修等の能力向上の機会は今後、ますます必要性が高まると思われるが、時間的、地理的、予算的な理由などから、集合・対面による研修等を開催することには一定の限界がある。そこで、都立図書館のウェブサイトにおいて、区市町村立図書館等を対象としたページを拡充させ、最新情報やノウハウなどの蓄積・共有を進めるとともに、例えば、eラーニング方式により研修等の機会を提供するなど、積極的

な取組が期待される。こうした取組は、とりわけ島しょ地域など集合・対面による研修等に参加しづらい地域の図書館職員にとって有用であると考えられる。

集合・対面によるものを含め、研修等の内容を巡っては、デジタル時代の公立図書館にとって重要なものを取り入れていくことが適切である。例えば、資料のデジタル化に関する都立図書館の持つノウハウを区市町村立図書館に提供していくことなどが考えられる。

また、「電子書籍を収集・提供する」、「ウェブサイトにおいて、リンク集を中心とするいわゆるサブジェクトゲートウェイ等を構築する」といったことを視野に入れ、ウェブサイトを含む電子資料・情報の選択・収集、組織化（分類付与、目録作成など）、提供をめぐる新しい知識や技術を習得できるようにすることも考えられる。このほか、都立図書館では、区市町村立図書館の所蔵資料について横断検索システムを構築しているが、各図書館が所蔵・提供する資料・情報を一元的・横断的に検索・利用できるよう、更なる工夫も求められよう。例えば、都立図書館や各区市町村立図書館においてデジタル化した地域資料について、都内図書館全体として共有する仕組みをつくることも考えられる。ただし、これらについては、開発にかかる経費や人員等の負担をどうするか、図書館ごとに固有の部分についていかに対応するか、といったことも考慮する必要があるため、今後の課題の一つとして指摘しておく。

（３）最新情報技術を活用した先駆的な取組

都立図書館では、図書館情報システムの更新を予定しているが、その際、インターネットを利用したサービスとして、閲覧予約やレファレンスサービスの申込みなどの簡便化や、検索の履歴や結果の保持・利用などといったことを実現することとしている。また、いわゆる SDI（選択的情報提供サービス）についても、キーワードの登録から資料リスト等の電子メールによる配信までをシステム化した形で実施することとしている。

こうした取組のほかにも、例えば、今後、パソコン以外にも、携帯電話、スマートフォンなど、個人が複数の多様な端末を用いる場合も増えていることも考慮し、異なる端末であっても、OPAC 等の検索結果等をシームレスに利用ができるよう、ウェブサイト等の環境づくりを工夫することも考えられる。

また、図書館からの最新情報等の提供という点では、メールマガジンやウェブサイトも効果的であるが、ブログ、ツイッター、ソーシャルブックマークなどのいわゆるソーシャルメディアを活用することも考えられる。この際、「図書館から利用者へ」という一方向の情報提供だけでなく、「利用者から利用者へ(利用者どうし)」という情報・知識や経験の共有を促進することができ、図書館がそこからニーズ等を把握・分析することも可能となる。もちろん、「利用者から図書館へ」という方向で、様々な意見・要望等を受け付けることもできる。

都立図書館は、予算規模や職員体制からみて、大規模館としての特性を持つことから、今後、試験的・実験的な導入・運用を含め、先駆的な取組を進めていくことが期待される。その際、社会的な状況・動向を踏まえるとともに、国内の図書館等と連携・協力し、情報、知識、知見、経験を共有していくことが必要である。

(4) 首都東京の図書館としての調査・研究の必要

都立図書館は、単に東京都が設置し運営する図書館、というだけの存在ではないことにも留意しなければならない。首都東京の図書館であって、地方公共団体が設置する「公立図書館」として、文字通り我が国の中枢的な図書館の一角を占める存在である。

その意味で、広く我が国の図書館界においてリーダーシップを発揮し、先駆的な取組を進めていくことが期待される。とりわけ、これまで繰り返し指摘してきた「電子書籍」の登場に見られる新たな技術開発に対し、試行テストやモニター調査、さらには実証実験等に積極的に参加し、その成果や知見を国内外の図書館ならびに関連機関等と共有していくことが重要である。こういった点で、昨年、都立図書館においては、大規模な電子書籍の体験型企画展を開催し、利用者のニーズを調査するなど、先駆的な取組を行っているところである。

さらには、国立国会図書館において資料のデジタル化が進められている現状にあって、それらの利活用を目指して国内図書館の声を集約し、関係機関に働きかけることは、都立図書館のみならず、多くの図書館にとっても、極めて有用であろう。それは、国会図書館や公立図書館に対してだけでなく、大学図書館や学校図書館、更には出版界に対しても、働きかけることが求められてい

るのである。

そうした働きかけは、ひいては我が国の国民すべての知的資源へのアクセスを促すものであり、首都東京の図書館にふさわしい役割であるに違いない。そのためには、広く図書館に関わる諸問題について、民間企業等で行われている研究開発（R&D）のように、調査・研究し、提言・解決していけるような体制の整備を、都立図書館のリーダーシップのもと、館種を超えて検討していくことが望ましい。

5 都立図書館の魅力や価値を最大限に引き出す基盤づくり

前章までに述べてきた今後の都立図書館のあるべき姿を実現し、その魅力や価値を最大限に引き出すためには、以下の三つの視点からの基盤づくりが不可欠である。

(1) 都立図書館の将来を担う人材の確保・育成

図書館サービスの三要素は、資料・施設・職員と言われるが、なかでも職員の占める比重は極めて大きい。高度情報化社会の進展や電子書籍をはじめとするデジタルメディアの普及といった図書館を取り巻く環境の変化に、都立図書館が適切に対応していくためにも、有為な人材を職員として継続的に確保していくことが求められる。

都立図書館の蔵書やサービス全般に通じていると同時に、特定の専門領域における深い知識を持ち、最新動向をも適切にフォローする主題専門家（サブジェクト・ライブラリアン）の育成が必要である。そのためには、それぞれの司書の資質・経験等を踏まえ、計画的な研修と自己研鑽を通じた能力の不断の向上に努めなければならない。OJTによる専門知識や情報技術の習得を行う一方で、外部専門家を招いた研修や外部機関への派遣等により、司書一人ひとりのキャリア形成を体系的に行う必要がある。場合によっては、外部の情報専門機関や民間情報サービスとの交流も有効であろう。

こうした人材育成や司書の体系的なキャリア形成の進展状況を把握する目安として、外部機関が実施する専門的な研修の受講実績や、司書の更なる能力向上を実証できる資格等（(社)日本図書館協会による認定司書など）の取得者の人数（ないし比率）などを用いることも考えられる。

(2) 民間サービスの有効活用～ガバメント2.0/オープンガバメントを軸に～

既にあるものと新たなものとの両方で都立図書館には大きな魅力や価値がある。しかし、ただ都立図書館には魅力や価値があると位置づけるところに留まっていはいけない。都立図書館として考える都立図書館の価値や魅力を伝えていくための取組が求められる。

その際の選択肢として様々な取組が考えられるが、本提言の趣旨に立つと、情報通信技術をいかに活用していくか、という面で新たな取組が望まれる。また、都立図書館が、都道府県立図書館であり、かつ、首都東京の図書館という立場に鑑みると、都立図書館に求められているのは、単独での成功事例を生み出すことだけでなく、広く図書館界に適用できる基盤をつくることである。

このような観点から、ここでは、情報通信技術の面で民間サービスを有効に活用することを提案する。

現在、アメリカやイギリスを中心に政府の様々な業務に情報通信技術を積極的に導入することで立法や行政のサービスを根本的に変革していこうという流れがある。一般に、ガバメント 2.0 (Gov 2.0) やオープンガバメント (Open Government) と呼ばれているが、この動きの中では、例えば、図書館が所蔵する写真資料をデジタル化し、アメリカのヤフー (Yahoo!、 Inc.) が提供する民間サービス「フリッカー (Flickr)」上で公開する「ザ・コモンズ (The Commons)」 (www.flickr.com/commons) という取組がある。これは平成 20 年 1 月にアメリカの議会図書館が始めたプロジェクトで、既に世界中から 46 の図書館、博物館、美術館、公文書館が参加している。プロジェクト開始から 2 年が経った平成 22 年 1 月に議会図書館が発表したところでは、過去 2 年間で約 2,300 万回以上の閲覧があり、かつ約 28,000 人のフリッカー利用者からコンタクトがあったという。つまり、この取組は、より多数の利用者を有する民間サービスを活用することで、図書館では調査しきれない写真の撮影時期や撮影場所、被写体や著作権者に関する情報提供を広く市民に効率良く求めるものである。

写真資料をデジタル化し、デジタルライブラリー (デジタルアーカイブ) としてインターネットで公開する取組は都立図書館でも実施されており、都立図書館の魅力や価値の一つになっている。しかし、現状では意識してインターネット上で都立図書館を訪れるか、あるいは検索エンジンを経由して偶発的に訪れるか、という経路でしか利用者は都立図書館のデジタルライブラリーにふれる機会がない。このような状況では、都立図書館が本来的に持つ魅力や価値を最大限に引き出しているとは言い難い。残念ながら、日本国内では、今のところ「ザ・コモンズ」に参加する博物館、美術館、図書館、公文書館は存在しない。だが、都立図書館には様々な図書館で導入や応用が可能な基盤をつくる役

割が求められており、このような新たなイノベーションに挑んでいくことも考えられよう。

なお、ここで述べているガバメント 2.0 やオープンガバメントには、行政等による調達のコストを低減、場合によっては無償にできるという意味が含まれることに注意したい。一般に大規模な利用を想定するデジタルライブラリーやデジタルアーカイブの構築・公開に、これまで地方自治体は少なからぬ予算を投じてきている。しかし、民間サービスを有効に活用することで、これらのコストの引き下げを図ることが可能となる。国、地方を問わず、行政コストの効率化・合理化が求められる昨今の状況にあっては、この点からもガバメント 2.0 やオープンガバメントへの対応が求められているのである。

(3) 都立図書館の魅力を伝える積極的な P R

都立図書館の魅力や価値を世の中に伝え、都立図書館への理解や支持を広範に集めるためには、積極的な PR が求められることは言うまでもない。

これまでも都立図書館では、早くからウェブサイトを開設し、平成 19 年にはメールマガジンを創刊するなど、都立図書館が主体となつての情報発信に積極的に取り組んできた。これらの媒体は基本的に都立図書館に対して興味や関心を抱いている利用者が活用するものであるが、都立図書館の本来的なサービス提供対象は、現在の利用者に限られない。都立図書館の存在を知らない、都立図書館を利用したことがない、過去には都立図書館を使ったが、現在は使わなくなってしまっている、といった方々を潜在的には都立図書館を利用する可能性がある方々と考え、この層にも届く PR の実施が望まれる。

具体例として、ツイッターやフェイスブックを使っていく際の実際のふるまいかたを指摘しておく。インターネットで各々が思ったことを 140 文字以内で自由につぶやくツイッターは、全世界、特に日本で利用が急増している。既に国内でも幾つかの公立図書館がこの仕組みを利用しているが、その利用の仕方はツイッターの特性を生かしたものにはなっていない。実際、多くみられる利用の仕方は、一方的に図書館が発信する情報をつぶやくというものである。しかし、これではメールマガジンと大差なく、図書館の利用者層にしかメッセージが届かない。そこで発想を転じて、例えば、都立図書館を話題にしているツ

ツイッターの利用者や都立図書館が支援できそうなツイッターの利用者に都立図書館の側から話しかけるという取組が考えられる。

積極的なPRを行うということは、関心がある方に届けばよいという考え方ではない。これは、インターネットを活用したPRに限ったことではなく、これまで長く行われてきた紙媒体によるPRにも同じことが言える。各種の刊行物や配布物についても、問題解決において図書館という選択肢があることを気付いてもらうような配布・頒布の方法を考える必要がある。

6 おわりに～都民の視点に立った運営とサービスの評価・改善～

次々と現われる情報技術の落とし子らに、ここ数年、図書館は対応に追われてきた。しかし、しばらくの間は、アナログメディア（すなわち紙媒体）とデジタルメディア（すなわち電子媒体）とが共存するハイブリッド型の図書館運営が続けられる見通しである。したがって、利用形態も、直接来館しての利用（来館型利用ないし館内閲覧）とネットワークを介しての利用（非来館型利用ないし遠隔閲覧）との混在であり、さらには都立図書館ならではの協力貸出による他館経由の利用（他館での閲覧）も重要な位置を占め続けるだろう。

そうした状況にあって、本提言に盛り込まれたものには、これまでにない斬新な内容もあれば、従来からの実態の部分的な変容を意味するだけのこともあろう。いずれにせよ、都立図書館であるからには、都民の視点に立った公共的な価値の実現に向けた図書館サービスを提供していくことに変わりはない。

そのためには、前23期の提言に引き続き、都民のニーズをしっかりと把握し、図書館内外の変化に対応した運営とサービスの計画・実行・評価・改善（いわゆるPDCAサイクル）を進めていくことが重要である。その際、どのような方針と考え方で運営とサービスを展開するのか、都立図書館による自己評価を経営判断に活用するとともに、その内容を都民に公表し、説明責任を果たしていくことが求められる。

参 考 資 料

- 1 審議経過
- 2 第24期東京都立図書館協議会委員名簿

審議経過

< 定例会 >

- 第1回定例会 平成21年 6月 5日（金）
○都立図書館の概要説明
○第24期の協議事項について
- 第2回定例会 平成21年 7月 6日（月）
○平成20年度都立図書館自己評価結果について
- 第3回定例会 平成21年10月22日（木）
○協議事項「デジタル時代の都立図書館像」1
○平成20年度自己評価への都立図書館協議会委員の御意見とその取組み等について
- 第4回定例会 平成22年 1月26日（金）
○協議事項「デジタル時代の都立図書館像」2
- 第5回定例会 平成22年 6月 3日（木）
○平成21年度都立図書館自己評価結果について
- 第6回定例会 平成22年 7月15日（木）
○協議事項「デジタル時代の都立図書館像」3
- 第7回定例会 平成22年 9月30日（木）
○協議事項「デジタル時代の都立図書館像」4
- 第8回定例会 平成22年12月15日（木）
○協議事項「デジタル時代の都立図書館像」5
○平成21年度自己評価への都立図書館協議会委員の御意見とその取組み等について
- 第9回定例会 平成23年 3月23日（水）
○提言の提出「デジタル時代の都立図書館像」

< 作業部会 >

- 第1回部会 平成22年11月 4日（木）
○提言案について討議
- 第2回部会 平成23年 1月27日（木）
○提言案について討議

第24期東京都立図書館協議会委員名簿

(任期 平成21年5月1日から平成23年4月30日まで)

◎：議長 ○：副議長

	池山	世津子	渋谷区教育委員会教育長
○糸	賀雅	児	慶應義塾大学文学部教授
	岡本	真	アカデミック・リソース・ガイド株式会社 代表取締役
	栗原	卯田子	東京都立小石川中等教育学校長
	小林	麻実	アカデミーヒルズ六本木ライブラリーアドバイザー
	齊藤	一誠	明治学院大学広報室室長
	田中	久徳	国立国会図書館総務部企画課長(平成21年10月から)
	千野	信浩	株式会社ダイヤモンド社編集者
◎中	島元	彦	東京市政調査会常務理事、元東京都教育委員会教育長
	野末	俊比古	青山学院大学教育人間科学部准教授
	馬場	祐次朗	文部科学省生涯学習政策局社会教育官 (併)国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長 (平成21年5月から平成21年9月まで)
	早川	晃弘	国立市教育委員会教育長 (平成21年5月から平成22年3月まで)
	持田	浩志	武蔵村山市教育委員会教育長(平成22年4月から)
	米澤	誠	国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課長

作業部会委員名簿(提言執筆者)

○：部会長

○糸	賀雅	児	慶應義塾大学文学部教授
	岡本	真	アカデミック・リソース・ガイド株式会社 代表取締役
	田中	久徳	国立国会図書館総務部企画課長
	野末	俊比古	青山学院大学教育人間科学部准教授
	米澤	誠	国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課長

デジタル時代の都立図書館像

第24期東京都立図書館協議会 提言

平成23年3月発行

編集 第24期東京都立図書館協議会
発行 東京都立中央図書館管理部企画経営課
〒106-8575 東京都港区南麻布 5-7-13
03-3442-8451(代)

印刷 東京都同胞援護会事業局
〒101-0021 東京都千代田区外神田 1-1-5
03-3251-9441